# 強の歴史的展開

小倉 久美子

#### はじめに

儀礼として『万葉集』研究を中心に議論が盛んである。 数は少ないものの地道になされている。なかでも殯宮は上代特有の献史学や上代文学からも古代喪葬に関わる研究が、考古学と比べて献史学や上代文学からも古代喪葬に関わる研究が、考古学と比べて、対している。一方で、文本のでは、本書のでは、本書のでは、本書のでは、本書のでは、本書のでは、本書のでは、本書のでは、本書のでは、本書のである。

の立場からいえば殯の検討は避けて通れない。 (\*\*\*) (\*\*) (\*\*) (\*\*\*) 

諸儀礼を整理し、それを政治史的に理解したもので、考古学・民俗いうまでもないだろう。和田氏の研究は限られた文献史料から殯のても上代文学研究にとっても多大な影響を及ぼしていることは今更殯に関する研究は、和田萃氏による一連の論考が文献史学にとっ

かつて大嘗祭も日本固有の伝統的な習俗とされてきた過去がある。固有の伝統的な儀礼と位置付けることに警鐘を鳴らす。ただし近年、稲田奈津子氏によって再検討が促されているように、学・『万葉集』研究の成果を効果的に用いるところに魅力がある。

現在は研究が進められ、大嘗祭が持統朝から開始されたこと、即位現在は研究が進められ、大嘗祭が持統朝から開始されたこと、即位そこで本稿は、殯について可能な限りその歴史的展開を追っていきたい。史料の制約は大きく、推測の域を出ないものもあるが、和田氏の論考以降、新たに考古学の分野から殯に言及するものもあり、『万葉集』研究の分野でも蓄積が重ねられている。それらに導かれながら考察を試みたい。

### 先行研究の整理と問題の所在

みていきたい。

ウとつは殯宮儀礼の成立を明らかにしようとするものである。順にで、ひとつは殯の本義を語義から明らかにしようとするもの、もう本稿で取り組む課題を明らかにしておきたい。ここでの要点は二つ中料の検討に入る前に、まずは先行研究の指摘を整理しながら、

### (一) 殯の語義について

である。 である。ヒンとは『説文解字』に「殯は、死して棺に在り、将に 学である。ヒンとは『説文解字』に「殯は、死して棺に在り、将に という。ヒンとは『説文解字』に「殯は、死して棺に在り、将に という。とかし当然ながら、 は日本の殯とは意味を異にしている。殯の語は『万葉集』では では、の間、賓客としてまつることをいう。しかし当然ながら、 とあるように、入棺から では では、死して棺に在り、将に とがら、

のは、其宮を阿羅紀能宮と申せるなり。」とする。て、未葬りあへざるほど、且姑く収置處を阿羅紀と云て、天皇などなどの阿羅なり。……城は墓の紀に同じ。されば新に死たるまゝになどの阿羅なり。……城は墓の紀に同じ。されば新に死たるまゝにする。

そこで行われる儀式をモガリと位置づけている。…キは、本来、まわりに垣をめぐらして、内と外とを区切った所をいう。要するに、アラキというのは、蘇生を祈る施設だった」とし、また櫻井満氏は「アラキのアラは、誕生・出現の意であろう。…

民俗学の観点からの分析が多く、主に折口信夫・和歌森太郎両氏がる本居宣長説や、「仮」+「喪」の逆語とする折口信夫説などがある。モガリの語義については、「喪」+「上がり」(終わりの意)とす

する期間という点で共通している。

では多岐にわたるが、死後から埋葬まで遺体を喪屋・殯宮に安置る説、死者と服喪者の関係を確認する期間とする説など、その位置する鎮魂説があるほか、死者に対して哀悼の意をあらわす期間とすが、死者に対して哀悼の意をあらわす期間とする。

ただし、現在は招魂説を支持する声が少なく、鎮魂説が主流を占めているようである。なぜなら殯宮が死後すぐではなく、一○日ほど経てから営まれる事例が多く(『日本書紀』舒明・天智・天武・ど経でから営まれる事例が多く(『日本書紀』舒明・天智・天武・される。

た表現となっている。

ではなく、魂が激しく活発化する状態「荒る」を原義とする本居説ではなく、魂が激しく活発化する状態「荒る」を原義とする本居説ではなく、魂が激しく活発化する状態「荒る」を原義とする本居説

は灰屋や這い入る屋、死灰を埋めた所など諸説あり、なかには「ハには遺体仮安置の施設を「塗」「塚」と書きハヒヤと訓じる。これには力ルの訓がある。また『日本霊異記』下巻第二十二・二十三にはハフルの訓がある。また『日本霊異記』下巻第二十二・二十三とは、従ところで、アラキ・モガリ以外にもハフルの訓があることは、従

形である可能性」を指摘するものもある。ヒはハブル(葬る)に古い語形ハブあるいはハフがあり、その連用

だけでなく、埋葬をも含むことを念頭に置きながら考察を試みたい。かる。これらの事例から本稿では、遺体を埋葬まで仮安置する期間かる。これらの事例から本稿では、遺体を埋葬まで仮安置する期間かる。これらの事例から本稿では、遺体を埋葬まで仮安置する期間かる。これらの事例から本稿では、遺体を埋葬まで仮安置する期間かる。これらの事例から本稿では、遺体を埋葬まで仮安置する期間かる。これらの事例から本稿では、遺体を埋葬まで仮安置する期間かる。これらの事例から本稿では、遺体を埋葬まで仮安置する期間がある。これらの事例から本稿では、遺体を埋葬するがら考察を試みたい。

### (二) 殯宮について

述したとおりである。そのため、まずは氏の説の要点をまとめたい。殯宮に関する研究は、和田氏の論考が基礎となっていることは前

- 葬し諸儀礼をおこなう。間、木棺に遺体を収めて、喪屋(殯宮)に安置もしくは仮埋項は日本古代で普遍的に行われていた葬法で、埋葬までの期
- いした宮の近郊を原則とする。 内裏(推古・孝徳・天武・持統)とに大別でき、生前に住まの 殯宮が営まれた場所は、河原(欽明・敏達・舒明・斉明)と、
- ③ 殯の期間は基本的に一年以内であるが、皇位継承に問題が

- おして殯庭は公的な場として、服属関係の確認を目的とする
- ⑥ 和風諡号が安閑天皇への献呈から始まるため、殯儀礼の成立
- 退し、文武天皇の殯宮を最後に消滅した。大化薄葬令や仏式葬儀の導入、火葬の採用によって殯宮は衰

結論であろう。ただし批判的な意見もいくつかみられる。られたのが、殯を皇位継承儀礼として捉えたことで導かれた③⑥の和田氏の論考は多岐にわたるが、なかでも氏の独自性が打ち立て

⑥について石井輝義氏は、『日本書紀』において和風諡号の献呈書紀』におけるそのような史料への記載の特徴をどのように認識されるのか、さらにそのことを重視する必要もある』と文献史料へのれるのか、さらにそのことを重視する必要もある』と文献史料への献呈を流れるのか、さらにそのことを重視する必要もある』と文献史料への献呈

例と近いものとなっていく点を強調し、大化薄葬令の措置や群集墳西本昌弘氏も、推古朝以降にみられる殯や葬礼のあり方が中国の

むしろ七世紀前半に求められるべきであろう」と⑥の見直しを求め衰退の画期からみても「葬礼上の大きな変化は六世紀前半よりは、

出されるのが一般的である。 てよい」と論を進める。 いた棺をそのまま石室内に、 あったと思われる。身体着装品も、もともと着装していた部位で検 が普通だから、きわめて珍しい例である。しかし遺骸を収めた木棺 持形石棺内から……木片が発見された。木棺は腐触して残らないの 致することも興味深い」と、横穴式石室の成立を傍証にあげる。 呈された最初は安閑天皇であろうと考える。……また殯が儀礼とし 田萃氏)の説よりも一世紀下げて考えた方が穏当だと思う」とする は七世紀中葉であり、 しかに横穴式石室の成立が喪葬に及ぼした影響は大きいだろう。 て完成した時期と、陵墓における横穴式石室の採用の時期がほぼ て完成し、特に天皇を対象とした殯宮儀礼において、和風諡号が献 ことができるが、喪葬儀礼の成立と展開に関しても、著者(注―和 さらに①とも関連して「大阪府の津堂城山古墳の雄大な組合式長 これを受けて丸山裕美子氏も「一般に中国的儀礼の本格的な導入 いま一度⑥をみてみると、「私は、殯の影響を受けて殯儀礼とし さらに石棺内に安置するこうした二重棺は、当時から普遍的で 八世紀に唐風化が進展するという構図を描く 追葬の例を除外すると、 あるいは石棺内に安置したものと考え 殯に付されて た

しかしこれについては考古学研究からの批判がある。古墳の内部構造を考証した和田晴吾氏は、棺は古墳時代の初めから一貫して「据えつける棺」であり、それは横穴式石室が導入されても変わらなかったこと、対して「持ちはこぶ棺」の登場は横口式石槨が出現した七世紀前葉であることを解明した。その立場から、和田萃氏が木棺を店にあったのであり、殯の場の状況設定や、遺体を古墳まで運ぶる棺であったのであり、殯の場の状況設定や、遺体を古墳まで運ぶ方法もそれにあわせて再検討されなければならない。大阪府藤井寺方法もそれにあわせて再検討されなければならない。大阪府藤井寺方法もそれにあわせて再検討されなければならない。大阪府藤井寺方法もそれにあわせて再検討されなければならない。大阪府藤井寺方法もそれにあわせて再検討されなければならない。古墳の内部れる」とした。

態にはなりえなかったことになる。のだろう。裏を返せば、横口式石槨が登場する以前は①のような状が生まれ、納棺と埋葬との間に時間差を設けることが可能になったが生まれ、納棺と埋葬との間に時間差を設けることが可能になったが上まれ、納棺と埋葬との間に時間差を設けることが可能になったが上の見解を考え合わせると、①のように定義づけられる殯が確以上の見解を考え合わせると、①のように定義づけられる殯が確

人伝から検討を始めたい。 殯の根拠はどこにあるのか。氏が「殯の萌芽形態」と位置付ける倭殯の根拠はどこにあるのか。氏が「殯の萌芽形態」と位置付ける倭では和田萃氏がいう「日本古代において普遍的に行われていた」

#### | 倭人伝の検討

比較は有効な手段といえよう。
ることはいうまでもない。七世紀が殯の画期とするならば、両者の倭人の習俗について『魏志』『隋書』の記述が内容的に豊富であ

の評価は妥当といえるのか。該当記事をあげ、比較検討していきたい。まま七世紀に息づいているような印象がもたれてきた。果たしてそ形態を示しているとみてよい」とするように、三世紀の習俗がその形態を示しているとみてよい」とするように、三世紀の習俗がそので、和田萃氏が『魏志』倭人伝について「これは後にみる殯の

# 史料 一『魏志』烏丸鮮卑東夷伝倭人条

## 史料二『隋書』東夷伝倭国条

文 ではい小量を以てす。
 大いて瘞める。葬におよび屍を船上に置きて、陸地にこれを牽上がは白布を以て服を製す。貴人は三年外に殯し、庶人は日を兄弟は白布を以て服を製す。貴人は三年外に殯し、悪子を放するに棺槨を以てし、親賓は屍に就きて歌舞し、妻子の

時親部②は死亡から埋葬までの期間について。和田萃氏が「殯の 傍線部②は死亡から埋葬までの期間について。和田萃氏が「殯の 明芽形態」とするゆえんでもある。ただ殯の語句は『隋書』のみで、『魏志』は停喪とする。水野祐氏は停喪を「喪に停ること」とよみ「「喪」は、死という意味、あるいは忌服 = モという義で人が死ぬと、何度、とは、人が死ぬとまず柩 = 棺に入れて葬るのであるが、死者を軽にとどめおくということで、その棺のままにしておくことが十余場にとどめおくということで、その棺のままにしておくことが十余場にとどめおくということで、その棺のままにしておくことが十余場にとどめおくということで、その棺のままにしておくことが十余場にとどめおくということで、その棺のままにしておくことが十余場にとどめおくということで、その棺のままにしておくことが十余場にとどめおくということで、その棺のままにしておくことが十余場にとどめおくということで、その棺のままにしておくことが十余場にとどめおくということで、その棺のままにしておくことが十余を表が、「っている」と解釈する。

ある。ひとつは、和田晴吾氏が明らかにされたように、七世紀まで置いて、遺族などがその死を悼む期間と解したい。その理由は二つしかし本稿は「停め喪すること」とよみ、遺体をしばらくとどめ

の記述態度にある。

見出せるのではないか。

『魏志』は傍線部②につづけて、喪主や他人が十余日間に行う内容、存して埋葬後に遺族が行うことを記す。一方の『隋書』は妻子兄弟のに対して、『隋書』は遺体の処遇を中心にまとめるという違いがのに対して、『隋書』は遺体の処遇を中心にまとめるという違いがある。

らって、 度をうかがうことができよう。加えて、『魏志』は史料一の次段には屍の語句がみられる。ここからも『隋書』が遺体を主軸にする態は屍の語句がみられる。ここからも『隋書』が遺体を主軸にする態

史料 三 『魏志』 烏丸鮮卑東夷伝倭人条

ず、喪人の如くす。之を名づけて持衰となす。らず、蟣蝨を去らず、衣服垢汚し、肉を食せず、婦人を近づけその行来、渡海して中国に詣るとき、恒に一人をして、頭を梳

そこで注意したいのが、遺族が喪に服すことと殯とは同一ではなれよう。以上から、停喪を「停め喪する」と理解して、考察を進める。と記す。ここにも喪の生活に注視する『魏志』の記述態度がみてと

であり、その役目は遺族に限られない。いことである。殯はあくまでも遺体に奉仕してその魂を鎮める行為

が端的に述べるとおり、区別して考えなければならない。 田氏の想起する「女性の籠り」とは異質なものであろう」と稲田氏田氏の想起する「女性の籠り」とは男女に関係なく服喪者がおこなうなどから知られる。ただしこれは男女に関係なく服喪者がおこなうが端的に述べるとおり、区別して考えなければならない。

『日本書紀』には殯の記録はみられるが、遺族が喪に服した様子

われていたことがわかる。

「は記されない。ただ、皇極天皇元年(六四二)に「翹岐が児死去す。
にの時、翹岐と妻と、児の死を畏れ忌みて、果たして喪に臨まず。
にく、豊に禽獣に別らんや。」(五月丙子条)とあることから、死に
妹と雖も、永く自ら看ず。これを以て観るに、慈しみ無きこと甚だ
妹と雖も、永く自ら看ず。これを以て観るに、慈しみ無きこと甚だ
ない。だだ、皇極天皇元年(六四二)に「翹岐が児死去す。

にて、入唐副使同じく胡麻呂宿祢等を餞する歌」として「櫛も見じない。それでも『万葉集』に「閏三月、衛門督大伴古慈悲宿祢の家される持衰の姿が、後代の服喪として普遍的にあったとは考えられただし結論からいえば、『魏志』(史料三)に「喪人の如」しと記

通していよう。 で設けることで航海の無事を願う様子は『魏志』(史料三)と共ら、奈良時代以前の作と考えられる。自らの禁忌によって生活に制ま、奈良時代以前の作と考えられる。自らの禁忌によって生活に制まる。 という歌がある。作者未詳ながら左注が伝誦歌とすることかを入り、という歌がある。

せる……」(同)とあり、 間手児名が神につかえる巫女であったため、呪術的な禁忌に縛られ かはわからないが、「……波の音の 騒く港の た姿を詠んだとされる。手児名がどういった種類の巫女であったの かず行けども……」(巻第九の一八○七番歌)という歌もあり、 さ麻を 裳には織り着て 髪だにも 掻きは梳らず 沓をだに する女性であったのかもしれない。 さらに「……勝鹿の 真間の手児名が 海へ投身していることから、 麻衣に 奥城に 妹が臥や 青衿着け 航海を祈願 ひた 真

てみたい。 したしかに死後、すぐには埋葬せず一定期間、遺体を留め置いたとある。この期間、遺体はどのような状態にあったのか。つぎに検討したしかに死後、すぐには埋葬せず一定期間、遺体を留め置いたとあたしかに死後、すぐには埋葬せず一定期間、遺体を留め置いたとあたしかに死後、すぐには埋葬せず一定期間、遺体を留め置いたとある。この期間、遺体はどのような状態にあったのか。つぎに検討してみたい。

### | 遺体安置施設と殯宮

腐肉にたかる生態をもつヒメクロバエ属の蛹の殻が多数付着してい 体が副葬品とともに棺に納められ、蓋を開けた状態で殯がおこなわ 語っている。そこに殯の期間が想定される。このようなハエの蛹殻 下に置かれていたことになり、そこが暗闇の石室内ではないことを 体はある程度の光景があり、 化したことも確認された。ハエは暗闇では活動しないことから、遺 かでハエが遺体に産卵したと考えられる。蛹殻の状況から、卵が羽 かけて亡くなったらしい。そして死後数日を経て、腐食ただような 証されている。辰巳和弘氏によれば、「葉佐池古墳(愛媛県松山市) 方法である点でも興味深い で遺体が安置されていたことがわかり、 れたことを推察させる」とのことである。つねに外気に触れた状態 一号横穴式石室から出土した三体の人骨のひとつ(B号)には、 七世紀以前、 鶴見山古墳 当該の人物はハエの繁殖期である夏を中心にした春から秋に 遺体をしばらく留め置いたことは、考古学からも物 (福岡県八女市)出土の銅鏡にも付着していて、 ハエが容易にたかることのできる環境 横口式石槨を必要としない 遺

者に見誤られたことに立腹し喪屋を破壊した(「乃ち十握剣を抜き、先にふれた天稚彦の死を弔いに訪れた味耜高彦根神は、自分が死

巻〉)。神の仕業とはいえ喪屋が簡単になぎ倒されてしまうほどの脆き、其の喪屋を切り伏せ、足を以て蹴ゑ離ち遣りき」〈『古事記』上喪屋を斫倒す」〈『日本書紀』神代下〉、「御佩かしせる十掬の剣を抜

弱な構造と認識されていたことがわかる

限ったことではなかろう。

Roたことではなかろう。

をもそも宮とは幾重にも囲繞された空間をもつものであり殯時に宮が外部と遮断された構造を持っていると和田萃氏は特徴付けるが、宮が外部と遮断された構造を集めて宮門を封鎖した。これについて殯用明天皇即位前紀によれば、穴穂部皇子が強引に殯宮へ入ろうとし別ったことではなかろう。

宮城の発掘調査によって多数検出される柵塀跡はいうまでもなく、宮城の発掘調査によって多数検出される柵塀跡はいうまでもなく、宮城の発掘調査によって多数検出される柵塀跡はいうまでもなく、宮城の発掘調査によって多数検出される柵塀跡はいうまでもなく、宮城の発掘調査によって多数検出される柵塀跡はいうまでもなく、宮城の発掘調査によって多数検出される柵塀跡はいうまでもなく、宮城の発掘調査によって多数検出される柵塀跡はいうまでもなく、

つ建物跡の存在である。この建物跡にいち早く着目したのが泉森皎そこで注目したいのは、古墳群内から検出される特殊な構造をも

にあって古墳の近くに多く確認できるとのことである。 
はなく殯の場とする見解もみられ、これもまた集落とは離れた位置ている。さらに近年では導水施設(水辺の単独施設)を祭祀施設でている。さらに近年では導水施設(水辺の単独施設)を祭祀施設でている。 
さらに近年では導水施設(水辺の単独施設)を祭祀施設でたで、八つの特殊な竪穴状遺構(四世紀~六世紀)について出土遺氏で、八つの特殊な竪穴状遺構(四世紀~六世紀)について出土遺

いように思われる。
いように思われる。
いように思われる。
いように思われる。
いように思われる。
いように思われる。
いように思われる。
いように思われる。
いように思われる。

特に儀礼関係の遺物が出土するわけでもなく、個々の古墳に対応しまた発言学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があまた考古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があまた考古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があまた考古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があまた考古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があまた考古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があまた考古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があまた考古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があまた表古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があまた表古学からも反論が出されている。田中良之氏は泉森氏があ

て存在することもなく、とうてい殯屋・喪屋としての条件を満たして存在することもなく、とうてい殯屋、墓守のような古墳(群)の管理施設の可能性を検討すべきもの屋、墓守のような古墳(群)の管理施設の可能性を検討すべきもの屋がった。と慎重である。傾聴すべき点もあるが、誄や発哀などの殯儀礼は殯宮において行われたものであり、堅牢な殯宮があると考えられる」と慎重である。傾聴すべき点もあるが、誄や発哀などの殯儀礼は殯宮において行われたものであり、堅牢な殯宮があると、とうてい殯屋・喪屋としての条件を満たしてできまい。

安置施設が埋葬場所に営まれたと考えられる。い近くに設けられたとされるが、それとは異なる構造をもった遺体きる。従来の研究では『日本書紀』の記述から、殯宮は生前の住ま以上、七世紀以前の遺体安置場所として、墓域内の施設が想定で

魔宮が営まれる場所について、和田萃氏は「一般には崩御あった の知られるのはこの二例のみであるが、あるいは当時かなり普遍的 の知られるのはこの二例のみであるが、あるいは当時かなり普遍的 の知られるのはこの二例のみであるが、あるいは当時かなり普遍的 である。……文献資料から、殯宮の場所と葬地が近接していること に行なわれた例であるかもしれない」と示唆する。

建王は、

史料 四『日本書紀』斉明天皇四年(六五八)条

秋の後、要ず朕が陵に合葬せよと。
て収む。天皇、本より皇孫の有順なるを以て器量す。故、哀をて収む。天皇、本より皇孫の有順なるを以て器量す。故、哀を五月、皇孫建王、年八歳にして薨る。今城谷の上に殯を起こし

することが多く、「収」の一字で表すのは異例とみられる。は一致している。ただし『日本書紀』は埋葬を「葬」「埋」と表記置については議論が盛んであるが、その地に埋葬されたとする解釈とあるとおり、今城谷付近に殯が営まれた(傍線部)。今城谷の位

いのがつぎの史料である。

、文皇は建王を自らの陵墓に葬るよう命じている(波線部)。史料に
別せば、建王が埋葬されるのは祖母・斉明の死後のことであり、そ
別せば、建王が埋葬されるのは祖母・斉明の死後のことであり、そ

これは天武天皇の殯開始に関わる史料である。九日に天武が崩御し、二日後に殯宮の造営が開始した。その造営は一三日間かかり、二四日になってようやく殯したとある。殯宮を営む行為を「起」のこれ、そこに遺体が収められた。すなわち、遺体を収めるのは墓ではなく殯宮内、もっといえば殯宮にある棺内であったと考えられるのなく殯宮内、もっといえば殯宮にある棺内であったと考えられるのではないだろうか。

以上のように、墓域に遺体を安置する脆弱な造りをした施設の存在は、『日本書紀』には神代を除いてみることができない。『日本書紀』が堅牢な造りをした殯宮ばかりを記録するのは、律令国家を目たとは断定できない。現に発掘調査によって七世紀以降の喪屋遺構たとは断定できない。現に発掘調査によって七世紀以降の喪屋遺構が各地で検出されている。こうした発掘調査の事例と『日本書紀』にみえが記す殯とは区別して考えるべきであろう。

### おわりに ―殯宮の復古

に殯の歴史的な展開について検討を試みた。七世紀を中心としたの本稿では、近年の調査・研究成果を踏まえながら、七世紀を中心

提案することができた。 あり方を論考の主軸にすえ、いくつかの史料について新たな解釈を は殯宮がこの時期に成立すると考えられるためであり、 その前後の

をめぐる問題は多岐に及んでいる。これらは稿を改めて取り組みた 宮挽歌、 ただ残された課題も多い。殯を再現したとされる形象埴輪群、 八・九世紀の殯宮儀礼の終焉、 民俗事例との関連など、 殯 殯

明治天皇については言及がみられない。平安時代以降は殯宮が営ま それは明治天皇崩御時に営まれた殯宮である。大正天皇および昭和 れず、崩御した天皇の遺体は適当な殿舎で安置されたのち埋葬され 天皇のそれは先論でも触れられるところであるが、その嚆矢となる た。こうした状況は孝明天皇まで続いたと思われる。 最期に、近代日本において殯宮が営まれた事例を紹介しておく。

る。その次第は 天皇崩御をもって本文を終えたのち、附載として喪葬が記されてい 『明治天皇紀』には、 明治四五年(一九一二)七月三〇日の明治

大正元年七月三〇日 大喪使官制の公布。大喪使の設置

三日

八月 — 目 御肌付の御槽の蓋を閉じ、 御覆を奉る。

天皇以下が櫬宮へ進御・御拝親訣

<u>二</u> 日 大喪使祭官長・祭官副長の任命

Ŧī. 入棺

### 六日 葬儀および埋葬地の告示

八日

櫬宮にて十日祭。天皇以下が親拝

のことであった。 床を設けたまひし御室なり、 月三十一日条)とある。ここから殯宮へ遺体が移されたのは一三日 を御枕として仰臥したまひ、 天皇紀』には「櫬宮は常御座所二の間を以て之れに充つ、嚢に御暇 となり遺体は初め櫬宮に安置されていた。この場所について ね敷き、同じく純白羽二重の御衾を以て玉體を覆ひたてまつる。南 室の中央に純白羽二重の御褥二枚を重 龍顔稍、東面したまふ」(大正元年七 『明治

史料 六 『明治天皇紀』大正元年(一九一二)八月十三日条 十三日 帛 け、 左・右・後三面に壁代〈白色帛〉を作り、 の四隅に燈籠を、 次いで内槨を御座に奉安し、 仕して霊柩を内槨 皇后・皇太后御後を進みたまふ。霊柩殯宮に著すれば、 午後五時霊柩櫬宮を出御、 紐白色〉並びに御簾を懸け、中央に簀薦を舗き、 又白木の案を内槨の首位に居ゑ、 御後に屛風を立て、内槨を御座の傍らに置く。 殯宮移御の儀を行ふ。殯宮は正殿を以て之れに充つ。※(〉は細字双行 内槨の前左右に菊燈臺を置きて燈火を點ず。 〈内に御疊・御茵を舗く〉に斂めたてまつり 同十五分殯宮に著きたまふ。 御座の前面左右に真榊各一株を樹 案上に御劍を置き、 前面に御幌〈白色 御座を設 侍従奉 天皇

至る迄、日々天皇・皇后・皇太子臨時殯宮を拜したまふ。同妃・王・同妃並びに諸臣拜禮す。爾後九月十三日轜車發引に既にして天皇・皇后・皇太后出御拜禮したまひ、次いで親王・

産品の内部状況が詳細にわかり興味深い。大喪儀関係文書・明治 変宮の内部状況が詳細にわかり興味深い。大喪儀関係文書・明治 変間をイメージするのに参考となる。これまで皇室の葬儀は英照皇 太后崩御に際して執り行われた喪葬儀式が踏襲されて今に至るとさ 太后がいまで皇室の葬儀は英照皇 大田のでである。これまで皇室の葬儀は英照皇 なる。これまで皇室の葬儀は英照皇

ることがわかる。 葬儀をより詳しくみてみると、古代への回帰は陵墓にまで及んでい できるかもしれない。明治三十一年(一八九八)に記された『神葬 できるかもしれない。明治三十一年(一八九八)に記された『神葬 できるかもしれない。明治三十一年(一八九八)に記された『神葬 の実現・仏式葬儀の排除という動向が反映していると評価 強宮が明治天皇喪葬儀礼に取り入れられたのは、明治期に顕著な

陵を桃山に営むべしと。時に典侍千種任子、天皇の陪膳に候せしの今昔を語りたまふの次、卒然として宣はく、朕が百年の後は必ずの契機について『明治天皇紀』には「一夕皇后と饌を倶にし、舊都代の天皇が泉涌寺境内へ葬られていた伝統を破るものであった。そ明治天皇の陵墓である伏見桃山陵への埋葬は、平安時代以来、歴

るとしている。

るとしている。

、当大正元年八月六日条)と記され、それが生前からの意向であい。

、当、大正元年八月六日条)と記され、それが生前からの意向であい。

ない、此の綸言を聴きて太だ異しみ、旨を日乗に誌す。大漸の事あるが、此の綸言を聴きて太だ異しみ、旨を日乗に誌す。大漸の事ある

るのがつぎの史料になる。 「舊都の今昔を語りたまふ」の具体的な内容は定かでないが、近 な京のことを皇后と語り合ったのかもしれない。そんななか自身の 安京のことを皇后と語り合ったのかもしれない。そんななか自身の ない。そんななか自身の は、古墳時代や でないが、近

正元年』第一〇號 史料 七『大喪儀関係文書・明治天皇大喪儀書類三・用度録・大

大喪使評第五號

左記ノ件當所ニ於テ議決候。此段及通牒候也

大正元年八月十日 評議所

用度部 御中

記

ヲ彫鎸シ、石ヲ以テ覆ヒ、之ヲ石槨ノ上層(セメント)ニル)ニテ、大サ凡一尺ノ土偶四箇トス。又陵誌ハ石ニ陵號一斂葬ノ時壙中ニ納ムル埴輪ハ、甲冑著用ノ像(鎮将ニ象

安ク。且石槨ノ蓋ノ裏面ニモ亦陵號ヲ刻ス。執筆ハ大喪使

總裁ニ仰付ケラルルコト。

#### 仕様書

### 一武装埴輪土偶

四個

ヱ、別紙面ノ如ク作製シ、天日ニ乾シ、後素焼窯ニテ堅牢右ハ尾張常滑粘土(知多郡常滑村産出)ニ、今之粘土ヲ加

ニ焼上申候。

彩色ハー切不仕候。

右之通リニ制作候也

· 府下北豊島郡田端百五十五大正元年八月日

吉田白嶺[印]

大喪使用度課 御中

(長桃山陵の玄室内に設置する埴輪(土偶とも)が制作された。 は、埴輪考案者の三宅米吉(東京帝室博物館歴史部長)、主たる考 なるの關保之助(同歴史嘱託)、画図者の永井如雲(同技手)、御弓 なる 関係之助(同歴史嘱託)、画図者の永井如雲(同技手)、御弓 を者の關保之助(同歴史嘱託)、画図者の永井如雲(同技手)、御弓 を者の関保之助(同歴史嘱託)、画図者の永井如雲(同技手)、御弓 を者の関保之助(同歴史嘱託)、画図者の永井如雲(同技手)、御弓 を者の関保之助(同歴史嘱託)、画図者の永井如雲(同技手)、御弓 を者の関保之助(同歴史嘱託)、画図者の永井如雲(同技手)、御弓 を者の関保之助(同歴史嘱託)、画図者の永井如雲(同技手)、御弓 をおいるため、ある。

このような伏見桃山陵のあり方を踏まえると、殯宮が営まれたの

立を志した明治政府の古代国家像がみてとれるように思う。
が古墳時代の埴輪や飛鳥時代の殯宮であった点に、近代天皇制の確教化の基盤に古代律令制の踏襲があるわけであるが、その目指す先喪葬儀礼の復古が意図された面もあるのではないか。むろん神道国

#### 註

- 二〇一三年)。

  「古代における死を悼む和歌の展開―挽歌と哀傷歌の比較検討を通し、」「古代における死を悼む和歌の展開―挽歌と哀傷歌の比較検討を通し
- 二〇一五年)。
- 七七三、二〇一二年)においても行なった。 (3) 同様の試みは「日本古代における天皇服喪の実態と展開」(『日本歴史
- (同書所収。初出は一九八〇年)。 書所収。初出は一九八二年)、c 「殯宮儀礼の再分析―服属と儀礼―」一九九五年。初出は一九六九年)、b 「飛鳥·奈良時代の喪葬儀礼」(同年)和田萃 a 「殯の基礎的研究」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』塙書房、
- 塙書房、一九九二年。初出は一九八三年)。(6) 岡田精司「大王就任儀礼の原形とその展開」(『古代祭祀の史的研究』
- (?) 本居宣長「古事記傳」二十之巻·訶志比宮上巻(『本居宣長全集』第

- 一一巻、筑摩書房、一九六九年)三五四頁。
- 研究(上)、おうふう、二〇〇〇年。初出は一九九二年)二四六頁。(8) 櫻井満「挽歌の発想」(『櫻井満著作集』第三巻・万葉集の民俗学的
- 系第四巻『老少伝承』國學院大學、一九八三年)。 (9) 櫻井満「よみがえりの思想―モガリをめぐって―」(日本民俗研究大

17

- 九八〇年。初出は一九五八年)など。ついて」(『和歌森太郎著作集』四・古代の宗教と社会、弘文堂、一一九五六年。初出は一九二〇年)。和歌森太郎「大化前代の喪葬制に一九四六年」、「上代葬儀の精神」(『折口信夫全集』第二〇巻、中央公論社、
- 初出は一九七一年)など。察」(『葬送墓制研究集成』第二巻・葬送儀礼、名著出版、一九七九年。初出は一九六三年)、中田太造「「殯」・もがりにおける民俗学的考え、五来重「遊部考」(『五来重著作集』第三巻、法蔵館、二〇〇八年。
- 名著出版、一九七九年。初出は一九七三年)。(2) 岩脇紳「「殯」(モガリ)」(『葬送墓制研究集成』第二巻・葬送儀礼、
- 成と葬墓、清文堂出版、二〇〇六年。初出は一九八一年)。(3) 上井久義「殯宮の民俗」(『上井久義著作集』第四巻・民俗社会の構
- 〇一年)二八五頁。 話から―」(高岡市万葉歴史館論集4 『時の万葉集』笠間書院、二〇話から―」(高岡市万葉歴史館論集4 『時の万葉集』笠間書院、二〇二年) 小島瓔禮「万葉びとの通過儀礼―イザナギの命とイザナミの命の神
- (5) 本文で紹介した以外にも、前述のように、原新嘗祭と関連があるのでは関する。大前栄美子「原新嘗祭と殯宮儀礼―その相関関係と相互発展の過程―」(横田健一編『日本書紀研究』第十四冊、塙書房、一九展の過程―」(横田健一編『日本書紀研究』第十四冊、塙書房、一九展の過程―」(横田健一編『日本書紀研究』第十四冊、塙書房、一九度の過程―」(横田健一編『日本書紀研究』第十四冊、塙書房、一九度の過程―」(横田健一編『日本書紀研究』第十四冊、塙書房、一九度の過程―」(横田健一編『日本書紀研究』第十四冊、塙書房、一九度の過程―」(1) 本文で紹介した以外にも、前掲註(5)稲田論文は④を全面的に批(5) 本文で紹介した以外にも、前掲註(5)稲田論文は④を全面的に批(5) 本文で紹介した以外にも、前掲註(5) 稲田論文は④を全面的に批(5) 本文で紹介した以外にも、前述のように、原新賞祭と関連があるのでは

- ないだろうか」(八三頁)と指摘する。
- (『歴史評論』五八三、一九九八年)。(5) 石井輝義「書評 和田萃著『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』(上・中・下)」
- ここに『古事記』編纂者の意識を認める。と殯─記編纂者の理念─」(『国文学研究』一○二、一九九○年)は、と殯─記編纂者の理念─」(『国文学研究』一○二、一九九○年)は、の語句が仲哀天皇崩御時の一例しかみられない。及川智早「古事記』では殯『古事記』についても同様の態度が必要となろう。『古事記』では殯
- の研究』塙書房、一九九七年)二八頁。(『日本古代儀礼成立史)の本昌弘「日本古代礼制研究の現状と課題」(『日本古代儀礼成立史)
- 下」(『史学雑誌』第一〇九編第一〇号、二〇〇〇年)一一四頁。(2)丸山裕美子「書評 和田萃著『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上・中
- (20) 前掲註(4) 和田論文aの三五頁。
- (a) 前掲註(4)和田論文bの九五頁。
- 他界観』吉川弘文館、二〇一四年。初出は一九九五年)註(7)。(②) 和田晴吾「「据えつける棺」と「持ちはこぶ棺」(『古墳時代の葬制と
- (3) 山本彰「七世紀の古墳文化」(『終末期古墳と横口式石槨』吉川弘文館、二〇〇七年。初出は一九九八年)も七世紀における葬制の画期館、二〇〇七年。初出は一九九八年)も七世紀における葬制の画期で表記でして結びつける考えもあったが、これまで見てきたように、七世紀代を通じて段階的に終末をむかえる姿が明らかになったのではないかと思われる。その一要素として大化の薄葬令の施行があったものかと思われる。その一要素として大化の薄葬令の施行があったものと考えられるが、七世紀中頃にのみ大きな変革を認めることには無理がある。律令体制へ向けての整備過程の中で古墳が終焉を考えてこそつじつまが合う」(一四~五頁)と位置付ける。
- (4) 前掲註(4) 和田論文bの九七頁。

- 制に進展のあったことを物語っている」(一四七頁)と指摘する。⑤ 佐伯有清『魏志倭人伝を読む 上』(吉川弘文館、二〇〇〇年)は「墓
- をす)る」と訳す。 『現代語訳 魏志倭人伝』(新人物文庫、二〇一四年)は、「喪を停光『現代語訳 魏志倭人伝』(新人物文庫、二〇一四年)は、「喪を停光『現代語訳 魏志倭人伝』(新人物文庫、二〇一四年)は、「喪を停かる」と訳す。 最新の注釈も同様の解釈で、たとえば松尾の 水野祐『評釈 魏志倭人伝【新装版】』(雄山閣、二〇〇四年。初版は
- (a) 前掲註(4)和田論文aの二六頁。本稿一(二)の④⑤に関わる見解。
- 前掲註(5)稲田論文の註(25)。
- 料二)の「服」を遺族が着る喪服と理解する。(②)増田美子『日本喪服史【古代篇】』(源流社、二〇〇二年)は『隋書』(史
- ついて「持衰の姿を彷彿させる」(一〇一頁)と指摘する。田横穴群にある通称「人物の窟」に描かれた船に乗る蓬髪の人物に新泉社、二〇一一年。初出は一九九六年)は、大阪府柏原市の高井。辰巳和弘「古代壁画の世界」(『他界へ翔る船―「黄泉の国」の考古学』
- 著第二九巻、中央公論社、一九五七年。初出は一九五二年)。公論社、一九五四年。初出は一九二六年)、「眞間・蘆屋の昔がたり」(同公)折口信夫「古代生活に見えた戀愛」(『折口信夫全集』第一巻、中央
- (3) 辰巳和弘「黄泉国訪問神話と喪葬の習俗」(前掲註(30) 著書所収)
- 屋と考えられた建物遺構のある遺跡はつぎのとおり。宮山古墳群(島西大学考古学研究室開設参拾周年記念考古学論叢』一九八三年)。喪(33) 泉森皎「古墳と周辺施設―古墳の墓域と喪屋遺構について―」(『関

- 14号墳(同県)・タイ山群集墳(兵庫県)・元井池古墳(三重県)。古墳群西山支群(奈良県)・石峰A2号墳(同県)・馬見古墳群黒石根県)・安保山古墳群(福井県)・七ツ塚墳墓群(石川県)・五條近内
- 跡(埼玉県)。 玉県)・上の山遺跡(神奈川県)・東光寺裏山遺跡(東京都)・叺原遺する。多田山古墳群(群馬県)・橋場遺跡(東京都)・追ヶ谷戸遺跡(埼は関東地方を中心につぎの六つの遺構(六世紀~一〇世紀)を紹介)水澤丈志「喪屋としての竪穴建物」(『季刊 考古学』一三一、二〇一五年)
- (『古墳時代の喪葬と祭祀』雄山閣、二〇一二年。初出は二〇〇四年)。穂積裕昌「『導水施設」の性格について―殯所としての可能性の提起―」
- 住吉宮町遺跡(兵庫県)・下岡古墳(京都府)に触れる。九三年)二二三頁。清水谷遺跡群(奈良県)・楢町福ヶ谷遺跡(同県)・3の11日本「喪葬儀礼と埴輪群像」(前掲註(4)著書所収。初出は一九
- (37) 前掲註(32)田中論文 bの六六七頁。
- (3) 前掲註(4)和田論文aの一九頁。本稿一(二)の②に関わる見解:
- .ない。 原と古代王権』同成社古代史選書、二〇一四年。初出は二〇一二年) 一九八一年)、西本昌弘「建王の今城谷墓と酒船石遺跡」(『飛鳥・藤<sup>(3)</sup> 和田萃「今来の双墓をめぐる臆説」(前掲註(4)著書所収。初出は
- 二月条)などのように埋葬以前の用例もみられる。収めて、武内宿禰に付して、海路より穴門に遷る。」(仲哀天皇九年紀など)とも記されるが、「収」の一文字となると「窃に天皇の屍を(望)埋葬行為は「収葬」(敏達元年六月条など)「収埋」(武烈天皇即位前
- 帳であったとし、橘大郎女が公衆に見せることを意図し制作したと六二、二〇〇六年)は、天寿国繍帳が聖徳太子の殯宮を荘厳した帷、北康宏「天寿国繍帳銘文再読―橘大郎女と殯宮の帷帳―」(『文化史学』

にいる。 の歌の「今城の内」が殯宮内部の装いであった可能性もあるだろう。 を今城の内は忘らゆましじ」(『日本書紀』斉明天皇四年十月庚戌条) ないが、斉明が建王を偲んで詠んだ「山越えて海渡るともおもしろ ないが、斉明が建王を偲んで詠んだ「山越えて海渡るともおもしろ 解する。殯宮を儀礼の場としてだけでなく、空間装置としての働き

- 連の研究。 殯宮儀礼の全貌―」(『古代学研究』一九五、二〇一二年) などの一殯宮儀礼の全貌―」(『古代学研究』一九五、二〇一二年) などの一
- (型) 笹川紀勝『天皇の葬儀』新教出版社、一九八八年。風見明『明治新殯宮移座は、まことに古代の殯宮を彷彿とさせる」(九九頁) という。(図) 大正天皇の大喪儀を紹介して前掲註(4) 和田論文bは「大喪儀の
- (4) 国立公文書館所蔵(請求番号 本館 3 A 0 2 1 0 0 · 喪 0 0 0

政府の喪服改革』雄山閣、二〇〇八年。

- (金)「仁孝天皇葬送記」(静岡県立中央図書館葵文庫所蔵)には「一 女性はないと思われる。
  性はないと思われる。
  性はないと思われる。
  性はないと思われる。
- 蔵せらる」とある。『皇陵』に埴輪は「檜箱に納め、空所には白砂を詰め、以て土中に埋
- 第3回万葉古代学講座受講者からご教示いただいた。教祖一三〇年と同じものと考えられる人形が天理参考館に所蔵されていることを、『考古学雑誌』第三巻第二号(一九一二年)参照。伏見桃山陵の埴輪

四日)に出品されていたため、実見することができた。祭特別展「天理参考館の珠玉」(会期:平成二八年一月五日~三月